【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月18日
【報告者の名称】	プロミス株式会社
【報告者の所在地】	東京都千代田区大手町１丁目２番４号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-3287-1515（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部担当 兼 保証事業部、保証センター副担当 小 川 裕 久
【縦覧に供する場所】	プロミス株式会社 （東京都千代田区大手町１丁目２番４号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１） 本書中の「当社」とは、プロミス株式会社をいいます。
（注２） 本書中の「公開買付者」及び「SMBC」とは、株式会社三井住友銀行をいいます。
（注３） 本書中の「SMFG」とは、株式会社三井住友フィナンシャルグループをいいます。
（注４） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

１　【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称　　株式会社三井住友銀行

所在地　東京都千代田区丸の内一丁目１番２号

２　【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

（１）普通株式

（２）新株予約権（以下の①乃至③を総称して、「本新株予約権」）

①平成21年７月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第１回新株予約権

②平成22年７月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第２回新株予約権

③平成23年７月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第３回新株予約権

（３）新株予約権付社債

平成20年７月８日及び同月９日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」）

３　【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

（１）本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成23年９月30日開催の取締役会において、公開買付者による当社の発行済株式（新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される当社の普通株式を含みます。以下同じです。以下、「当社株式」）、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」）について、下記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、②当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議いたしました。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（５）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「⑥利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載された方法により、決議に参加した取締役の全員の一致により決議されております。

（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成23年９月30日現在、当社の普通株式を27,926,750株（平成23年６月30日現在の当社の発行済株式総数（134,866,665株）に対する所有割合にして20.71％（小数点以下第三位を四捨五入。））を保有しており、当社は公開買付者の持分法適用関連会社となっておりますが、この度、公開買付者の完全親会社であるSMFGによる当社の完全子会社化（以下、「本完全子会社化」）を最終的な目標として、公開買付者が当社株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限は設定されておりません。また、当社、公開買付者及びSMFGは、本公開買付けにより公開買付者が当社株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、原則として、SMFGを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を含む一連の手続を経て当社をSMFGの完全子会社とすることを予定しております。詳細については、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、昭和37年に関西金融株式会社として設立され、その後の社名変更や合併等を経て、昭和55年よりプロミス株式会社として事業を展開しております。昭和38年に当社が始めた新しい消費者金融サービスは、連帯保証人や物的担保を必要としないだけでなく、システムによる即時融資と、限度額内で繰り返し利用できる高い利便性（現在のリボルビングシステム）を提供するものであり、社会から大きな支持をもって迎えられました。その後、店舗やＡＴＭのネットワークを全国に広げ、精度の高い情報システムや与信システムを構築することによって、お客様の多様な資金ニーズに迅速に対応できる体制を整えました。

なお、当社は、平成23年３月31日現在、グループ全体で約189万人の顧客（貸付件数）を有し、貸付残高は約8,795億円となっております。

他方、公開買付者の完全親会社であるSMFGは、銀行業務を中心として幅広い金融業務をグループで展開する、本邦を代表する銀行持株会社であり、公開買付者はその中核となる国内有数の商業銀行です。SMFGでは、日本をマザーマーケットとする金融グループとして、本邦のお客さまの金融ニーズにしっかりと応えるとともに、戦略事業領域にフォーカスし、新たな規制等に対応しつつ、グローバルにも競争力を有する事業基盤及び企業基盤の確立を目指しているとのことです。具体的には、「個人向け金融コンサルティングビジネス」、「法人向けトータルソリューションビジネス」、「アジアを含む新興国における商業銀行業務」、「証券・投資銀行業務」、「非アセットビジネス（決済・アセットマネジメント等）」の五つを経営上重要な戦略事業領域に選定し、メリハリの効いた業務戦略をグループ一体となって実行するとともに、その業務戦略を支える確固たる企業基盤の確立を進めているとのことです。消費者金融事業やクレジットカード事業等のコンシューマーファイナンス事業については、個人向け金融コンサルティングビジネスのラインナップの一つとして、グループ内連携等の強化を推進しているとのことです。

当社とSMFGは、コンシューマーファイナンス事業において国内トップの地位を構築することを目指し、平成16年にコンシューマーファイナンス事業における戦略的業務・資本提携を行い、当社は、SMFG及び公開買付者の持分法適用関連会社となるとともに、当社と公開買付者により個人向け無担保ローン事業を共同で展開しています。なお、以下に記載のとおり、SMFGグループにおけるコンシューマーファイナンス事業は市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、当社と公開買付者が共同で展開する個人向け無担保ローン事業（カスケード事業）はこれまで堅調に推移してきており、貸付残高は順調に拡大しております。

SMFGグループでは、①コンシューマーファイナンス事業は、利息返還請求の高止まりに加え、上限金利規制や貸金業者に対する総量規制の導入に伴う市場規模の縮小といった厳しい事業環境に直面しているものの、依然として、相対的に利ざやが厚く、継続して安定した利益水準が見込める事業であり、中長期的に、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視していきたいと考えていること、②お客さまの選好の相違等により銀行と消費者金融会社は補完関係にあるため、当社がSMFGグループの顧客基盤拡大に寄与するものであること、及び③当社の審査その他のノウハウはSMFGグループのコンシューマーファイナンス事業戦略上不可欠であることから、当社グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけているとのことです。

現在、当社を取り巻く経営環境は、上記のとおり依然として厳しい状況にありますが、「質・量ともにNo.１のコンシューマーファイナンスカンパニー」としての確固たる地位を築くべく、積極的に事業構造改革を進めています。具体的には、有人店舗の全廃や大幅な人員削減といった経営効率化を進める一方で、三洋信販株式会社やアットローン株式会社との統合を実現し、効率的かつ高品質な顧客サービスの提供が可能な営業体制への変革を進めるとともに、当社店舗への公開買付者のローン契約機やＡＴＭの設置、公開買付者店舗のローン契約機の当社への開放、オリックス・クレジット株式会社のカードローンの一部に対する保証業務の提供など業容拡大に向けた様々な取組を行っております。

こうした中、SMFG及び公開買付者は、内外における健全な消費者金融ニーズに応えて、SMFGグループのコンシューマーファイナンス事業をさらに強化し、早期に確固たる収益基盤を構築するためには、当社とSMFGグループ各社との連携を一層強化し、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備する必要があり、併せて、当社を軸としたコンシューマーファイナンス事業の拡大を効果的に実現するためには、当社の財務基盤の強化が必要との認識に基づき、平成23年８月初旬から、当社との間でかかる体制整備及び財務基盤の強化に向けた検討・協議を開始し、平成23年９月30日、以下に記載のとおり、公開買付者による本公開買付けを経て、最終的にSMFGが当社を完全子会社化するとともに、本公開買付け後に当社による第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」）をSMFG又は公開買付者が引き受けることを通じて早期に当社の財務基盤を強化することが最適であると判断するに至ったとのことです。

当社においても、コンシューマーファイナンス事業をリテールビジネスのラインナップの一つとして重視し、当社グループをコンシューマーファイナンス事業における中核的存在の一つとして位置づけるSMFGの完全子会社となることで、SMBCブランドやSMBCの営業チャネルを積極的に活用することによる営業展開力の強化、SMFGグループのグローバルな経営資源を活用した海外事業の強化、資金調達や本社機能に要する経営資源の営業推進等への再配分といった施策が可能となり、大きなメリットが期待できるものと考えております。このような観点から、本完全子会社化によりSMFGグループ各社との連携を強化すること及び当社の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、業界における競争優位の確立、さらには当社の企業価値の向上に資するものであり、また、SMFGグループの経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業経営を行うことが可能となるという面からも、当社の収益力強化に繋がるものと判断するに至りました。

また、当社は、下記「（５）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格、公開買付期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他の条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFGグループ以外の株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年９月30日開催の取締役会において、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、②当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、併せて本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

当社が、SMFGの完全子会社となった後は、SMFGグループ各社との協働の一層の推進や公開買付者のブランド及び営業チャネル等の積極的な活用に加え、当社によるSMFG又は公開買付者に対する本第三者割当増資によって強化された財務基盤を最大限活用して当社のさらなる業容拡大を図り、他のSMFGグループ各社と併せ、コンシューマーファイナンス事業におけるSMFGグループの地位をより強固なものとしてまいります。

当社、SMBC及びSMFGは、平成23年９月30日付で基本契約（以下、「本基本契約」）を締結しており、主な内容は以下のとおりです。

① SMBCによる本公開買付け

・ SMBCは、当社の発行済株式等の全て（当社が保有する自己株式を除く。）の取得を目的として、本公開買付けを実施する。

・ 当社は、本公開買付けに賛同する旨の決議を変更又は撤回する旨の取締役会決議を行わない。但し、SMBC以外の者から当社の株式等に対する公開買付けその他の当社に対する買収の提案が行われた場合において、既に本基本契約及びSMFGとの間の平成23年９月30日付株式引受契約（以下、「本引受契約」）が締結されていることを考慮しても当該義務を履行することが当社の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性があると合理的に判断される場合は、この限りでない。

② SMFGによる本株式交換

本公開買付けによりSMBCが当社株式の全て（当社が保有する自己株式を除く。）を取得できなかった場合には、当社及びSMFGは、原則として、SMFGを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を以下の要領で行うことにより、SMFGが当社をその完全子会社とすることを目指す。

（１） 本株式交換の実施及び内容は平成24年２月頃を目処に決定し、本株式交換の効力発生日は、平成24年４月頃を目途とする。

（２） 本株式交換の対価として、SMFGの普通株式を割り当てる。

（３） 本株式交換の株式交換比率の算定において、当社株式の評価は、本公開買付けにおける買付価格と同一の価格を基準とする。

③ 本第三者割当増資

当社は、SMFG（SMFGが別途指定した場合には、SMBC）に対して、以下の要領により本第三者割当増資を実施する。

（１） 募集株式の種類及び数は、普通株式225,988,700株とする。

（２） 払込金額は、１株につき531円、総額119,999,999,700円とする。

（３） 払込期日は、平成23年12月26日又は別途合意する日とする。

④ 業務連携強化の方向

当社、SMFG及びSMBCは、相互の業務連携を一層強化すべきとの共通認識の下、速やかに業務連携委員会を設置し、法令等で許容される範囲で、以下の分野等につき具体的検討を行い、相互の連携を強化する。

（１） 当社とSMBCの販売チャネルの共同利用の更なる推進
（２） SMBCブランドを活用したプロモーションの強化
（３） SMBCとの協働によるアジア・リテール展開の促進
（４） サービサーやミドル・バック機能（注）のグループ内集約による効率化
（５） SMFGグループ各社の審査ノウハウ、その他各種情報の共有化の推進
（注）ミドル・バック機能とは、事務をはじめとする後方・支援業務などのことです。

また、当社の財務基盤の抜本的強化を目的として、本引受契約を締結しており、主な内容は以下のとおりです。

① 募集株式の発行
当社は、募集株式225,988,700株を第三者割当ての方法によりSMFG（SMFGが別途指定した場合には、SMBC）に対して割り当て、SMFG又はSMBCは、これを引き受ける。

② 主なSMFG又はSMBCの払込み義務の前提条件
・ 当社において、出席した取締役全員の一致により決議した、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の取締役会決議が、変更又は撤回されていないこと。
・ 当社の企業集団としての財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象その他本第三者割当増資の目的の達成がSMFG又はSMBCにとって著しく困難となる事象（但し、当社又はその企業集団に関するものに限り、国内外の政治、経済、金融、為替又は法律上の変動によるものは除く。）が生じておらず、これが判明していないこと。

③ 主な誓約事項
・ 当社は、本第三者割当増資が完了するまでの間、本引受契約の目的に抵触し又はその目的を阻害しうる経営統合、組織再編、資本提携、資本参加、株式譲渡、事業譲渡、資産譲渡等の競合取引に関し、直接又は間接を問わず、第三者に対する勧誘を行ってはならず、また、その連結子会社をしてこれらを行わせず（但し、SMBC以外の者から当社の株式等に対する公開買付けその他の当社に対する買収の提案が行われた場合において、既にSMFGと当社との間で本引受契約が締結されていることを考慮しても当該義務を履行することが当社の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性があると合理的に判断される場合は、この限りでない。）、第三者からこれらの競合取引に関する提案、情報提供の要請等を受けた場合、SMFG及びSMBCに対して、速やかにその事実及び内容を書面により通知の上、その善後策についてSMFG及びSMBCと協議する。
・ 当社は、本公開買付けに対する賛同決議を変更又は撤回する旨の取締役会決議を行わない。但し、SMBC以外の者から当社の株式等に対する公開買付けその他の当社に対する買収の提案が行われた場合において、既にSMFGと当社との間で本引受契約が締結されていることを考慮しても当該義務を履行することが当社の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性があると合理的に判断される場合は、この限りでない。

・ 当社は、本株式交換を実施する場合には、残存する当社の本新株予約権の全てを、本新株予約権の要項の規定に従い、本株式交換の効力発生日までに、無償で取得する。
・ 当社は、本株式交換を実施する場合には、残存する当社の本新株予約権付社債の全てを、本新株予約権付社債の要項の規定に従い、当該規定に基づき算定される償還価額をもって、本株式交換の効力発生日までに、繰上償還する。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）市場第一部に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式交換を実施することとなった場合には、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社、公開買付者及びSMFGは、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、原則として、当社をSMFGの完全子会社とする方針であり、SMFGは、本公開買付け及び本株式交換により、当社の発行済普通株式の全てを取得する予定です。

すなわち、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社、公開買付者及びSMFGは、原則として、関係当局の許認可等を前提として、本公開買付け終了後、SMFGを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、SMFGが当社の発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、本完全子会社化を実施することを企図しております。

本株式交換が実施される場合においては、当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価としてSMFGの普通株式を割り当て、交付することを予定しており、SMFGの普通株式１株以上を割り当てられた当社の株主は、SMFGの株主となります。本株式交換は、その効力発生日を平成24年４月頃を目途として実施する予定です。また、SMFGは本株式交換の対価として交付するSMFGの普通株式を、本株式交換に先立ち市場買付け等により取得した上で交付することを予定しているとのことです。なお、本株式交換は、会社法第796条第３項本文に定める簡易株式交換により、SMFGにおける株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第１項に定める略式株式交換により当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換が実施される場合における株式交換比率は、本公開買付け終了後に、当社とSMFGがそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定しますが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価（SMFGの普通株式。但し、１株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の交付となります。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下、「本公開買付価格」）と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、当社、SMFG及び公開買付者は、本株式交換が、当社株主の皆様の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保するとの観点から、(i)本公開買付けに対して応募された当社株式の総数が当社の発行済株式の総数（当社が保有する自己株式を除きます。また、本第三者割当増資において発行される株式数は含みません。）から本公開買付けにかかる公開買付届出書の提出日において公開買付者の保有する当社株式の数を控除した数（以下「少数株主保有株式数」）に占める比率（以下「少数株主応募比率」）が50%超に達した場合（この場合、当社が平成23年８月12日に提出した第51期第１四半期報告書に記載された平成23年３月31日現在の総株主の議決権2,535,922個に対する本公開買付け後の公開買付者の保有議決権の比率は61.02%（小数第三位を四捨五入）超となります。）には、本完全子会社化の実施につき当社の株主の皆様の十分な理解が得られたものと判断し、本株式交換を実施いたしますが、(ii)少数株主応募比率が50%以下となった場合においては、本公開買付けに対して応募された当社株式の総数に本公開買付けにおける応募勧誘の際又は本公開買付け後に本株式交換に賛同する旨の意向を表明した当社株主（公開買付者を除きます。）の保有する当社株式の数を加えた数が、少数株主保有株式数から所在不明等により本公開買付けにおいて応募勧誘を直接行うことができなかった株主の保有株式数を控除した数に占める比率が50%超に達したものと、当社、SMFG及び公開買付者において確認した場合に限り、本株式交換を実施するものとし、かかる確認ができない場合には、本株式交換の実施を見合わせ、又は本株式交換の内容を変更することができる旨合意しております。但し、いずれの場合も、本株式交換の実施は、当社の第三者委員会から本株式交換の実施及び内容につき少数株主に不利益でない旨の意見を取得することを条件とします。

本株式交換の実施及び内容は、平成24年２月頃を目処に決定する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期については、当社、SMFG及び公開買付者の間で協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

（５）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在において当社の親会社ではありませんが、(ⅰ)公開買付者は当社株式27,926,750株を保有しており、当社は公開買付者の持分法適用関連会社であること、(ⅱ)公開買付者の完全親会社であるSMFG及び公開買付者と当社とは業務・資本提携関係にあること、(ⅲ)公開買付者又はSMFGは、本第三者割当増資の引受けを通じて当社の支配株主となることが見込まれること等に鑑み、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等

(ⅰ) 普通株式

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者、SMFG及び当社から独立した第三者算定機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下、「E&Y」）に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年９月28日付でE&Yから株式価値算定書を取得するとともに、本公開買付価格が当社の公開買付者以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しております。E&Yによる当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりであります。

E&Yは、当社の株式価値を算定するに際して、当社より提出された当社の事業計画等を検証の上、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」）及び修正簿価純資産法を用いて当社の株式価値算定を行いました。

(a) 市場株価法

E&Yは、市場株価法が上場会社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、上場会社の株式価値評価に適した最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用しています。E&Yは、当社が平成23年３月期の決算発表を実施した平成23年５月13日の翌営業日（同月16日）から同年９月28日までの、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値の最大値及び最小値を基に、当社の普通株式１株当たりの価値を492円～722円と算定しました。

(b) DCF法

E&Yは、DCF法が企業の事業活動によって生み出される将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF法を採用しています。E&Yは、当社より提出された当社の事業計画等を基礎として、当社株主に帰属する将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、当社の普通株式１株当たりの価値を312円～569円と算定しました。

（c）修正簿価純資産法

E&Yは、修正簿価純資産法が貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法であり、金融資産が主要資産である当社に適した評価手法であると考え、修正簿価純資産法を採用しています。E&Yは、平成23年３月31日現在の当社の連結貸借対照表の簿価純資産額に、資産及び負債の時価評価に伴う加減算額を調整し、また平成23年３月31日から同年６月30日までの簿価純資産の変動を反映して修正純資産額を算出し、当社の普通株式１株当たりの価値を97円～193円と算定しました。

なお、E&Yは当社の株式価値算定にあたり検討した公開情報及び当社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、E&Yは当社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣によりその時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の経営陣の予測に従い当社の財務状況が推移することを前提としており、E&Yは独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しております。E&Yによる当社の株式価値の算定は、当社による平成23年９月30日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」の内容、平成23年９月28日までの当社に関する追加情報及び経済条件等を反映したものであります。

（ii）新株予約権

公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権１個当たりの買付価格を１円と決定したとのことです。当社といたしましては、本新株予約権については、株式報酬型ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権１個当たりの買付価格が１円とされていることに鑑み、第三者算定機関であるE&Yから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得しておりません。また、当社は、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成23年９月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っております。

（iii）新株予約権付社債

公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本公開買付け開始日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数（１株未満の端数切り捨て）に本公開買付価格である780円を乗じた金額である2,765,880円を、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円当たりの買付価格としているとのことです。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本第三者割当増資の実施に伴い、本第三者割当増資の払込期日の翌日以降、１株当たり約2,662円に調整される見込みですが、公開買付者としては、本公開買付けによる本新株予約権付社債の買付はかかる本新株予約権付社債の転換価額の調整前に行われることから、本公開買付けの開始日現在において有効な転換価額である2,820円を基準として本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付価格を算定しているとのことです。当社といたしましては、本新株予約権付社債の当該買付価格は本新株予約権付社債の額面金額を下回ること、また、下記「（７）その他」の「① 本新株予約権及び本新株予約権付社債の取扱い」に記載のとおり、本株式交換が行われることとなる場合には、本新株予約権付社債は、その繰上償還条項に従って要項に基づき算出される額面金額と同額以上の金額で繰上償還される予定であること等に鑑み、本新株予約権付社債については、第三者算定機関であるE&Yから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得しておりません。また、当社は、本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、平成23年９月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権付社債の保有者のご判断に委ねる旨の決議を行っております。

② 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保すると同時に、公開買付者以外の買付者による買付け等の機会を確保しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付け及び本株式交換を含むSMFGによる当社の完全子会社化並びに本第三者割当増資を含む一連の取引（以下、「本件取引」）に関わる審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、公開買付者及びSMFGから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より本件取引に係る諸手続について法的助言を受けております。

④ 当社における利益相反のおそれを排除するための当社におけるプロジェクトチームの設置

当社は、本件取引に関する当社の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、当社取締役のうち、平成23年まで公開買付者の従業員であった渡邊正三氏、平成22年まで公開買付者の従業員であった岩波雅彦氏及び平成21年まで当社の大株主である住友信託銀行株式会社の従業員であった田代智彦氏を除いた、公開買付者及びSMFGから独立性が高い取締役である久保健氏及び立石義之氏並びに執行役員である北角誠英氏から構成されるプロジェクトチーム（以下、「本件PT」）を設置し、本件PTが公開買付者との間で本公開買付けに関する協議・交渉を行うとともに、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるUBS証券会社（以下、「UBS証券」）から助言等を受けながら、当社の立場から本公開買付けを含む本件取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねました。

⑤ 当社における独立した第三者委員会の設置

本件PTは、平成23年８月３日、本件取引の適正性及び公正性を確保するとともに、本件取引に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客観性を確保することを目的として、当社、公開買付者及びSMFGから独立した外部の有識者である日比谷パーク法律事務所の弁護士水野信次氏、当社社外監査役である森博彰氏及び安永隆則氏の３名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(ⅰ)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件の妥当性、及び(ⅱ)当社が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が当社の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することの妥当性についての見解を諮問しました。

第三者委員会は、平成23年８月11日より同年９月28日まで合計５回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、公開買付者の提案内容、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件その他本件取引の条件についての公開買付者との協議・交渉の状況、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の本公開買付け後に予定される本完全子会社化のための一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、当社役員等へのヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、E&Yが当社に対して提出した当社の株式価値算定書及び意見書を参考にするとともに、E&Yから当社の株式価値評価及び意見書に関する説明を受けました。加えて、第三者委員会はUBS証券及び西村あさひ法律事務所からも、本件取引の手続きに関して説明を受けました。さらに、第三者委員会は、第三者委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして当社、公開買付者及びSMFGから独立した法律事務所である二重橋法律事務所を選任し、本件取引について法的助言を受けており、平成23年９月28日付で、本件取引の一環としての本公開買付けの条件及びかかる本公開買付けに対し賛同意見を表明するとの当社取締役会の判断が法的見地から妥当であり、かつ当社取締役の善管注意義務に反するものではない旨の法律意見書を取得しております。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成23年９月29日に、当社取締役会に対して、(ⅰ)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件は妥当であること、及び(ⅱ)当社が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が当社の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することは妥当であること（本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が当社の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないことを含みます。）を内容とする答申書を提出しております。

⑥ 利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、E&Yから取得した株式価値算定書及び意見書、本件PTからの報告内容、UBS証券及び西村あさひ法律事務所から得た助言、並びに第三者委員会の答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付価格、公開買付期間、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないこと並びに本公開買付けの撤回等の条件その他SMFGによる当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを経てSMFGの完全子会社となることで、SMFGグループ各社との連携を強化すること及び当社の事業・財務基盤を抜本的に強化することは、当社の収益力強化に繋がり、当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、SMFGグループ以外の当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上の理由により、当社取締役会は、平成23年９月30日開催の取締役会において、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、②当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議いたしました。また、併せて③本新株予約権及び本新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役のうち、渡邊正三氏は平成23年まで、岩波雅彦氏は平成22年まで、それぞれ公開買付者の従業員であったため、利益相反の回避の観点から、いずれも当社取締役会の本公開買付けへの賛同を含む本件取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また公開買付者及びSMFGとの協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けの賛同に係る平成23年９月30日開催の取締役会においては、上記２名の当社取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。また、当該取締役会には、当社の監査役４名全員（社外監査役２名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

⑦ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本引受契約において、本第三者割当増資が完了するまでの間、一定の経営統合、組織再編、資本提携、資本参加、株式譲渡、事業譲渡、資産譲渡等の競合取引に関し、直接又は間接を問わず、第三者に対する勧誘を行ってはならず、また、当社の連結子会社をしてこれらを行わせず（但し、公開買付者以外の者から当社の株式等に対する公開買付けその他の当社に対する買収の提案が行われた場合において、既に当社とSMFGとの間で本引受契約が締結されていることを考慮してもそれらの義務を履行することが当社の取締役又は監査役の会社法上の善管注意義務に反する可能性があると合理的に判断される場合は、この限りではありません。）、第三者からこれらの競合取引に関する提案、情報提供の要請等を受けた場合、SMFG及び公開買付者に対して、速やかにその事実（当該第三者の名称を含みます。）及び内容を書面により通知の上、その善後策についてSMFG及び公開買付者と協議する旨合意しています。

上記を除き、公開買付者と当社は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

（６）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

（７）その他

① 本新株予約権及び本新株予約権付社債の取扱い

本基本契約において、当社は、SMFG及び公開買付者との間で、本株式交換を実施する場合には、残存する本新株予約権の全てを、その発行要項の規定に従い、本株式交換の効力発生日までに無償で取得することを合意しております。

また、本新株予約権付社債の発行要項においては、当社が株式交換により他の会社の完全子会社となることが当社の株主総会で承認された場合（当該株式交換に係る株主総会決議が不要の場合においては、当該株式交換について当社の取締役会決議がなされた場合）には、当社は、本新株予約権付社債の保有者等に対して、繰上償還日から14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該株式交換の効力発生日までの日とされています。）に残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出される金額（かかる方式に従って算出される償還金額は額面金額と同額以上となります。）で繰上償還できる旨が定められております。本基本契約において、当社は、SMFG及び公開買付者との間で、本株式交換を実施する場合には、残存する本新株予約権付社債の全てを、上記の本新株予約権付社債の繰上償還条項の規定に従い、当該規定に基づき算定される償還価額をもって、本株式交換の効力発生日までに繰上償還することを合意しております。

② 配当予想の修正

当社は、平成23年９月30日開催の当社取締役会において、平成24年３月期の配当予想を修正し、平成24年３月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細につきましては、当社による平成23年９月30日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

③ 本第三者割当増資における払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資の払込金額につきましては、本公開買付価格とは異なり、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日である平成23年９月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に0.95を乗じた金額である531円（小数点以下切り捨て）といたしました。当社は、上記「（５）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得等」に記載のとおり、E&Yに対して、当社の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得しております。

当社は、上記の株式価値算定書における算定結果等に基づき検討した結果、直近の当社株式の市場価格は、各手法に基づく当該算定結果において示された当社の株式価値の範囲内又はそれを上回るものであり、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、当社の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、当社の発行済株式数、当社の財務状況、事業環境、割当先による引受可能性等も総合的に勘案し、上記払込金額を決定いたしました。

上記払込金額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値を前提とすれば、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法第199条第３項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記株式価値算定書と同日付で、E&Yから、本第三者割当増資の払込金額が株式価値算定書における各手法に基づく算定結果の範囲内又はそれより高いこと等を勘案し、本第三者割当増資の払込金額が当社のSMBC以外の普通株主にとって一定の範囲内において財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しております。

払込金額を含む本第三者割当増資の詳細につきましては、当社による平成23年９月30日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

４ 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

（１）普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
久保 健	代表取締役社長	最高執行役員	2,000	40
渡邊 正三	取締役	専務執行役員 金融事業部門管掌 兼 営業推進部、お客様サービスプラザ担当	―	―
立石 義之	取締役	常務執行役員 営業企画部、営業開発部担当	6,800	136
田代 智彦	取締役	常務執行役員 広報部、関連事業部、保証事業部、保証センター担当	1,000	20
岩波 雅彦	取締役	常務執行役員 総合企画部、システム部、財務部担当	―	―
江澤 博通	常勤監査役	―	200	4
赤迫 禎之	常勤監査役	―	460	9
森 博彰	常勤監査役	―	―	―
安永 隆則	常勤監査役	―	―	―
計	９名	―	10,460	209

（注１）所有株式数及び議決権の数は提出日現在のものです。
（注２）監査役森博彰及び安永隆則は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

（２）新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
久保 健	代表取締役社長	最高執行役員	283	14,150	283
渡邊 正三	取締役	専務執行役員 金融事業部門管掌 兼 営業推進部、お客様サービスプラザ担当	75	3,750	75
立石 義之	取締役	常務執行役員 営業企画部、営業開発部担当	137	6,850	137
田代 智彦	取締役	常務執行役員 広報部、関連事業部、保証事業部、保証センター担当	137	6,850	137
岩波 雅彦	取締役	常務執行役員 総合企画部、システム部、財務部担当	109	5,450	109
江澤 博通	常勤監査役	―	23	1,150	23
赤迫 禎之	常勤監査役	―	―	―	―
森 博彰	常勤監査役	―	―	―	―
安永 隆則	常勤監査役	―	―	―	―
計	９名	―	764	38,200	764

（注１）所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は提出日現在のものです。
（注２）監査役森博彰及び安永隆則は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

５ 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

６ 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

７ 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

８ 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上